

## 相続財産調査の方法

### チェックリスト(預金残高証明書、取引明細証明書の取得)

※各銀行によって取り扱いが異なる場合があります。

詳細は各銀行へお問い合わせ下さい。

- 誰が
  - 相続人:各銀行へお問い合わせ下さい
- 被相続人の出生から死亡まで連続した戸籍除籍謄本・改製原戸籍謄本
  - 市役所等
- 相続人全員の戸籍謄本
  - 市役所等
- 相続人全員の印鑑証明書
  - 市役所等
- 相続人全員の実印
- 本人確認書面(運転免許証等)